

介護医療院ひいろ運営規程

◇事業の目的

第1条 介護医療院ひいろ（以下「施設」という。）において行う介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

◇運営の方針

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護医療院サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

◇施設の名称及び所在地

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護医療院ひいろ
- (2) 所在地 広島市佐伯区坪井三丁目818番地の1

◇従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 施設に勤務する介護医療院サービスに係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 4名以上
医師は、入所者の症状に照らし、妥当適切な検査、投薬、注射、処置などを行う。
- (3) 歯科医師 3名（非常勤）
歯科医師は、入所者の症状に照らし、妥当適切な検査、投薬、注射、処置などを行う。
- (4) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、入所者の症状に照らし、適切な医薬品の供給、服薬の指導などを行う。
- (5) 診療放射線技師 2名（非常勤）
診療放射線技師は、入所者に対し、医師、歯科医師の指示の下で放射線による撮影を行う。
- (6) 栄養士 1名以上
栄養士は、栄養並びに入所者の心身の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行うものとする。
- (7) 看護職員 25名以上

看護職員は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行うものとする。

(8) 介護職員 38名以上

介護職員は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、医学的管理の下における介護を行うものとする。

(9) 理学療法士 3名以上

理学療法士は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(10) 作業療法士 3名以上

作業療法士は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(11) 言語聴覚士 1名以上（非常勤）

言語聴覚士は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて言語聴覚療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(12) 歯科衛生士（非常勤）

歯科衛生士は、入所者の歯科疾患の予防、及び口腔衛生の向上を図ることを目的とし、歯科保健指導を行う。

(13) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、入所者の介護医療院サービス計画を作成し、作成後においても介護医療院サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護医療院サービス計画の変更を行う。

(14) 相談員 1名以上

相談員は、利用を希望する者の利用相談に応じ、入所後は地域との連携を図りつつ、適切なサービスの提供が図れるようにするものとする。

(15) 事務職員（非常勤）

事務職員は介護医療院サービスの提供に必要な事務を行う。

◇入所者の定員

第5条 入所者の定員は次のとおりとする。

施設全体の定員 150人

◇入所者に対する介護医療院サービスの内容

第6条 入所者に対する介護医療院サービスの内容は、次のとおりである。

- (1) 療養上の世話
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護その他の世話
- (4) 機能訓練その他の必要な医療

◇利用料その他の費用の額

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項に定めるほか、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

(1) 居住費

- ・多床室 510円/日
- ・個室 1,880円/日

(2) 食費

- ・朝食 420円
- ・昼食 620円
- ・夕食 620円

(3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- ・個室 2,200円/日
- ・2人室 1,100円/日

(4) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- ・選定内容により実費

(5) 理美容代

- ・調髪 2,750円/回
- ・丸刈り 2,200円/回
- ・パーマ 5,500円/回
- ・白髪染め 5,500円/回
- ・セットのみ (女性) 1,100円/回
- ・シャンプー+セット (女性) 1,650円/回
- ・シャンプー+セット (男性) 1,100円/回
- ・顔剃りのみ 1,100円/回
- ・髭剃り 110円/回

(6) 入所者が希望して参加する小旅行や観劇等にかかる行事費

- ・行事内容により実費

(7) 健康管理費

- ・インフルエンザの予防接種等にかかる費用

(8) その他の日常生活費

- ・レンタル料
 - 小タオル 22円/枚
 - 中タオル 34円/枚
 - バスタオル 56円/枚
 - タオルケット 330円/枚
 - シャツ 276円/枚
 - パンツ 276円/枚

基準寝衣 (寝巻・パジャマ・甚平)

66円/日

寝衣 (寝巻) 110円/日 (汚染交換の場合は220円/枚)

寝衣 (パジャマ) 110円/日 (汚染交換の場合は上下 各110円/枚)

靴下 34円/日

・私物洗濯代

エプロン 34円/枚

タオル、靴下、手袋、ハンカチ 等 56円/枚

バスタオル、シャツ、パンツ、おこし、くつ、チョッキ 等 110円/枚

トレーナー、ズボン、セーター、パジャマ 等 220円/枚

タオルケット 330円/枚

・日用品費 230円/日

(9) 前8号に掲げるものを含め、介護医療院サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。
なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

◇施設の利用に当たっての留意事項

第8条 入所者は、介護医療院サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

◇非常災害対策

第9条 施設は消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

◇入所者の虐待の防止のため措置に関する事項

第10条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、施設の長の責任のもと、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的(年2回以上)

実施すること

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 施設は、サービス提供中に、施設従業者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

◇入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

第 11 条 施設は、原則として入所者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

施設は、身体拘束廃止に向け、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体拘束等廃止のための体制を整える。
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順に従う。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、入所者等又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての入所者等又はその家族への説明を行う。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行う。

◇その他運営に関する重要事項

第 12 条 施設は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 4 回
- (3) その他の研修

2 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を適切に取り扱う。また、正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。